

2021年度「保険事例研究会<東京>」 予定表（未定稿）

NO.	開催日・報告者・使用判例	テーマおよびその概要
1	2021年5月12日 柏木・天野法律事務所 弁護士 天野 康弘 氏  東京地裁令和元年7月19日判決（平 30（ワ）15295号）文献番号 2019WLJPCA07198010	<保険金殺人の有罪判決と重大事由解除> 配偶者を保険金目的で殺害したとして刑務所に収容中の被保険者が「両眼の視力を全く永久に失った」として高度障害一時金と高度障害年金の請求を行ったところ、高度障害該当性は認められず、保険金殺人を犯したとして有罪判決を受けて確定したことを解除事由として重大事由解除を行ったことを認め、有罪確定日から解除までの保険給付義務を負うことはなく、確定日までの保険金請求権は時効により消滅したとした事例
2	2021年6月2日 東京都立大学 教授 尾崎 悠一 氏  東京地裁令和2年6月22日判決（平 30（ワ）22855号）文献番号 2020WLJPCA06228002	<高額一時払保険契約の反公序良俗性、遺留分> 原告は保険契約者兼被保険者の養子であり唯一の法定相続人であったが、保険契約者が高額の一時払い終身保険に加入し他の親族らを保険金受取人とする3件の保険契約を締結して死亡したことにより、払込保険料合計6億5264万円に対し約700万円を相続したにとどまったため、保険契約締結が原告に遺留分の主張をさせないための公序良俗違反のものであること、保険契約者兼被保険者の告知義務違反に対する保険会社の対応も公序良俗違反であると主張したところ、被相続人が生前に財産を自由に処分することは公序良俗に反するものではなく、告知義務違反についての対処も特別条件を付して継続したこと、契約から2年経過していた契約があること、告知義務違反の事実と死亡原因との因果関係を認めず公序良俗違反ではないとした事例
3	2021年7月7日 武蔵野大学 准教授 金尾 悠香 氏  福岡地裁令和2年1月30日判決（平 30（ワ）3216号）	<軽微な外因による傷害> 被共済者が、洗濯物の取り込みなどの日常生活動作の中で第3腰椎を圧迫骨折したこと、前屈みになって米袋を持つとするなどの日常生活動作の中で第2腰椎を圧迫骨折したことは、骨粗鬆症という疾病を有する被共済者が軽微な外因により発症した場合に当たり、災害には該当しないとした事例
4	2021年9月1日 創価大学 教授 黒木 松男 氏  東京地裁令和2年7月20日判決（平 29（ワ）27835号）文献番号 LEX/DB25585746	<精神障害による自殺、免責が認められなかった事例> 被保険者が精神障害によりその自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱した状態で自殺したかどうかは、被保険者の精神障害の程度、自殺行為に至るまでの被保険者の言動、自殺行為の態様、精神障害罹患前の被保険者の本来の性格・人格、他の動機の可能性等の事情を総合的に考慮して判断するのが相当であるとしつつ、枝にロープを巻き付け縊死した被保険者につき、その行為態様自体、自殺の目的との関係では合目的的であるが、自殺するという判断自体に合理的な理由がないこと、自殺の原因となるような動機も見当たらず、自殺の直前も、理解できない状況で家を出た後、1日以上彷徨し早朝に突然自殺した経緯から、正常な判断力を失っていたか、少なくとも著しく減弱していたとして、免責を認めなかった事例

5	<p>2021年10月6日 大江橋法律事務所 弁護士 嶋寺 基 氏</p> <p>東京地裁令和2年6月16日判決（平30（ワ）28859号）文献番号2020WLJPCA06168002</p>	<p>&lt;責任開始前不担保の説明と消費者契約法、解約控除と損害賠償額の予定&gt; 責任開始前に発症した疾病による入院が保障対象外であることを明記したパンフレットを交付していることから、消費者契約法の不利益事実の不告知ないし不実の告知にあらず、「もう少しで保険に入れる」旨の募集人の使用人の発言があっても入院給付金が支払われると通常考えるものとはいえず、消費者契約法の取消権の消滅時効がすでに経過していることも認め、低解約返戻金型の保険商品において解約控除は損害賠償額の予定には当たらないとした事例</p>
6	<p>2021年11月10日 帝京大学 講師 長島 光一 氏</p> <p>宮崎地裁平成31年1月17日判決（平30（ワ）99号、平30（ワ）170号）文献番号2019WLJPCA01176013</p>	<p>&lt;短期集中加入と反共済目的性&gt; 8社の保険会社・共済と契約を締結し、毎月の保険料・掛金の合計が86,215円、2度の事故で28,904,802円の支払いを受けていたことに対し、高額な掛け金を支払って多数の保険・共済会社と契約を締結し、原告共済組合の調査において客観的な保険加入状況とは異なる回答をし、短期間に相当数の事故に遭い、多額の保険・共済金を得ていることは不自然であり、共済制度の目的に反すると認められるとともに、原告共済組合の被共済者に対する信頼を損ない、本件共済契約の存続が不相当と認められる状況にあったとした事例</p>
7	<p>2021年12月1日 明治安田生命法務部主任スタッフ 弁護士 加藤 麗香 氏</p> <p>東京地裁平成31年4月23日判決（平29（ワ）21832号）文献番号2019WLJPCA04238006</p>	<p>&lt;錯誤による年金種類変更&gt; 年金支払開始にあたり年金種類の変更を行った被共済者が、変更申し出の錯誤による無効を主張したところ、終身年金と確定年金の受取額が均衡する年齢について虚偽の説明があったことを認めず、被共済者の動機の表示があったとも認められないとした事例</p>
8	<p>2022年1月12日 国土舘大学 教授 武田 典浩 氏</p> <p>福岡高裁令和元年10月24日判決（令1（ネ）362号） 長崎地裁平成31年4月22日判決（平29（ワ）420号）</p>	<p>&lt;凍死の急激性&gt; 当時50代半ばの女性が自宅で全裸で死亡していたが、その死因をアルコールの影響下での矛盾脱衣による寒冷曝露のためであると認め、凍死にいたるまでに相当程度の時間の経過を要することに加え、自宅内での経過であったことに照らし、急激性があったとはいえないとした事例</p>

9	2022年2月2日 ソニー生命 報告者未定  東京地裁令和元年12月20日判決（平 29（ワ）38874号）文献番号 2019WLJPCA12208031	<転換時の説明と消費者契約法、詐欺無効> 契約転換によって保険契約を締結した保険契約者が、転換時に募集人が保険契約者に有利なことのみを述べ不利益なことを説明しなかったとして、消費者契約法又は詐欺により保険契約を取り消した旨、加えて保険契約の錯誤無効、不法行為責任があることなどを主張したところ、そのいずれもが否定された事例
---	--	--

2021年度「保険事例研究会<大阪>」 予定表（未定稿）

NO.	開催日・報告者・使用判例	テーマおよびその概要
1	2021年5月14日 弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 八木 康友 氏  東京地裁平成30年9月3日判決（平28（ワ）40738号）文献番号2018WLJPCA09038002	<医師による病名告知の有無と告知義務違反> 告知書の告知事項が、抽象的包括的であると認めず、危険測定のために重要な事実であるとし、医師によるアルツハイマー型認知症の病名告知は告知義務違反であるとの結論に影響せず、医師が脳梗塞であると明確に告げたか否かも結論には影響しないとした事例
2	2021年6月11日 立命館大学 准教授 木原 彩夏 氏  東京地裁平成31年2月7日判決（平27（ワ）2978号）文献番号2019WLJPCA02078010	<生命保険金全額を特別受益と認めた事例> 5000万円の生命保険金が遺産の評価額の45%に上る高額なものであり、保険料が一括払いされていること、保険金受取人が被相続人から受けた贈与が多額であることなどを考慮し、保険金全額が特別受益であると認めた事例
3	2021年7月9日 高橋・山田法律事務所 弁護士 山田 拓広 氏  山形地裁平成30年11月27日判決（平29（ワ）4号）文献番号2018WKJPCA11276012	<精神病と自殺> 団体信用生命保険の被保険者が、海外派遣先のパラグアイにおいてホテルの窓から転落して死亡した事故において、保険金受取人である銀行が保険金の支払いを請求したところ、労災保険においては「精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード」発病したと判断されたが、自由な意思決定が阻害されていたわけではない状態で自殺に及んだものと評価することもできるとされた事例
4	2020年9月10日 関西大学 教授 原 弘明 氏  東京地裁令和2年6月16日判決（平30（ワ）28859号）文献番号2020WLJPCA06168002	<責任開始前不担保の説明と消費者契約法、解約控除と損害賠償額の予定> 責任開始前に発症した疾病による入院が保障対象外であることを明記したパンフレットを交付していることから、消費者契約法の不利益事実の不告知ないし不実の告知にあらず、「もう少しで保険に入れる」旨の募集人の使用人の発言があっても入院給付金が支払われると通常考えるものとはいえず、消費者契約法の取消権の消滅時効がすでに経過していることも認め、低解約返戻金型の保険商品において解約控除は損害賠償額の予定には当たらないとした事例

5	<p>2021年10月8日 日本生命 報告者未定</p> <p>東京地裁令和元年8月19日判決（平30（ワ）228号）文献番号2019WLJPCA08198003</p>	<p>&lt;契約者貸付の日常家事債務性、民法478条&gt; 契約貸付請求書による貸付、インターネットによるID及びログインパスワードによる貸付の双方につき、保険契約者が配偶者に代理権を授与したことは認めず、個々の貸付について日常家事債務にあたるかを検討し少額のものには日常家事債務と認め、保険契約者が貸付行為を追認していたと認め、かつ貸付につき民法478条の類推適用を認めた事例</p>
6	<p>2021年11月12日 京都大学 教授 山下 徹哉 氏</p> <p>東京地裁令和元年6月26日判決（平30（ワ）4483号）文献番号2019WLJPCA06268018</p>	<p>&lt;終了した前保険契約と後継契約の連続性、保険会社の説明義務違反&gt; 終身保険にいくつかの特約を付加して契約していた被保険者が、さらに指定代理請求特約と先進医療特約を付加し、家族収入特約部分について終了させ新たに家族収入保険を契約してから2年以内に自殺した事案において、家族収入特約と新家族収入保険の同一性・連続性を否定し、保険会社の免責主張の権利濫用性、保険会社の説明義務違反についても否定した事例</p>
7	<p>2021年12月10日 近畿大学 准教授 石上 敬子 氏</p> <p>東京地裁令和元年12月23日判決（平30（ワ）10479号、平30（ワ）24107号）文献番号2019WLJPCA12238020</p>	<p>&lt;遺言による受取人変更があったときに遺留分減殺請求を認めた事例&gt; 妻と2人の子が法定相続人である被相続人が、公正証書遺言により、妻には相続させず、子らには被相続人が勤務していた会社からの弔慰金などと合計で1000万円となるまで相続させ、その余は公益財団法人に寄付すると遺言し、生命保険金の受取人も当該遺言により遺言執行人に変更したうえで、同法人に寄付するように指示したが、生命保険金については子らが受取人となったものも含め特別受益性を否定して遺留分の計算基礎額を算定し、妻の遺留分侵害額を算出するとともに、子らへの相続財産の支払いを命じた事例</p>
8	<p>2022年1月14日 住友生命保険金サービス部 保険金室副長 露口 貴司 氏</p> <p>福岡高裁令和元年10月24日判決（令和1（ネ）362号） 長崎地裁平成31年4月22日判決（平29（ワ）420号）</p>	<p>&lt;凍死の急激性&gt; 当時50代半ばの女性が自宅で全裸で死亡していたが、その死因をアルコールの影響下での矛盾脱衣による寒冷曝露のためであると認め、凍死にいたるまでに相当程度の時間の経過を要することに加え、自宅内での経過であったことに照らし、急激性があったとはいえないとした事例</p>
9	<p>2022年2月18日 中京大学 教授 土岐 孝宏 氏</p> <p>東京地裁令和元年7月17日判決（平30（ワ）5840号）文献番号2019WLJPCA07178002</p>	<p>&lt;共済契約の重大事由解除&gt; 被共済者が告知義務違反による解除を定めた共済規約の条項の趣旨に反する行為、疾病入院共済金の給付日数の限度を潜脱する行為、多額の保険金の支払いを受けることを目的として同種の保険契約を複数締結する行為をしたことが、教唆者の被共済者への信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じたと認めた事例</p>